

第1回 釧路市宿泊税に関する懇談会 議事要旨

1 日 時 令和6年6月3日(月) 午前9時30分～11時00分

2 場 所 釧路市役所 本庁舎2階 第2委員会室

3 出席者

(1) 委 員：小磯委員、内間木委員、小林(道)委員、松岡委員、関川委員、奥山委員、小林(真)委員

(2) 釧路市：秋里副市長、菅野総合政策部長、大坪財政部長、冷川観光振興担当部長

都市経営課 阿部課長、田中担当係長、菅野主査

財政課 首藤課長、成田総括係長、河辺主査

市民税課 宮川課長、舘総括係長

観光振興室 鈴木室長、滝本総括係長、岡田主査、真坂主任

阿寒観光振興課 杉崎課長、宮下総括係長、柏木主査

4 内 容

(1) 開 会

(2) 委嘱状交付

(3) 副市長挨拶

(4) 委員紹介

(5) 座長選任

- ・事務局案として座長に小磯委員を指名。
- ・全会一致で事務局案のとおり、小磯委員が座長に選任。

(6) 座長挨拶

- ・新たな税制度をつくるのは大変難しい作業。
- ・釧路市にとって観光は地域を支える重要な産業であり、その政策財源を安定的に確保することは重要。
- ・道内外での取り組みなど参考に幅広い意見を提起いただきたい。私も進行役とともに、一委員としても意見を申し上げたい。
- ・この懇談会での意見を踏まえて、釧路市としての独自の政策を取りまとめていただきたい。

(7) 議事事項

- ・資料「宿泊税の基本的な考え方」に基づき、事務局より説明。
- ・宿泊税については、北海道が導入に向けた検討を進めてきたところ。釧路市も他市との意見交換、情報収集を進めてきた。4月には、道の考え方が示され、道の宿泊税は、市町村に配分されないことが明確となったことから、より具体的な検討を行うため、この懇談会を設置した。
- ・資料内容はあくまでも市としての基本的な考えであり、検討のたたき台として示したもの。今後、懇談会でのご意見、議論を踏まえて完成させていきたい。

《質疑・意見交換》

○小磯座長

釧路市としての宿泊税に対する基本的な考え方が示された。ここで議論していくための一つの提案をいただいたもの。これをベースとして、この案が良いか悪いかだけでなく、今後の釧路市の観光政策を踏まえて、新しい税のあり方について幅広く皆様のご意見をいただきたい。技術的な内容も含まれることから、ご質問なども含め、順次、皆様方から発言いただきたい。

- 内間木委員 観光コンベンション協会の会員にもアンケートを実施している。ホテルはある程度システムチックに徴税を受け入れる意識を持っていると思うが、小さな施設からは意見があるのではないかと考え、旅館、民宿に絞って8件にヒアリングを実施した。
- ヒアリングに対して、税率に関しては、8件中5件がわからないという回答だった。恐らく、判断材料も無く、宿泊税に対する意識を持っていないと考えられる。
- また、工事関係者などが多いとの意見もあり、宿泊税が観光を目的としているところに障壁、違和感がある声があった。その一方で、税金として受け入れざるを得ないという意見もあった。
- 税の使い道については、比較的好意的な意見が多かったため、障壁を丁寧な説明で取り除くことが重要と感じた。
- 小磯座長 何に使われるのか、そこを明確に示していくことが重要。
- 松岡委員 旅館組合でも宿泊税については、道から説明を受けているところであり、旅館組合としても、導入されるのだろうと受け止めている状況。宿泊者にとって、わかりやすく、どのようなメリットがあるのかを説明していくことが重要。当然、4重で取るので宿泊者には負担となる。いかにメリットをわかりやすく示すかが重要。
- 阿寒湖温泉地域では、冬にスキー合宿がある。修学旅行は免除だが合宿は免除とならず、1か月半程度、長期間で宿泊する場合もあるため、負担となるとの声はあるが、旅館組合としては、導入することとなるのだろうとは認識している。
- 小林(道)委員 阿寒観光協会まちづくり推進機構からの推薦の立場だが、旅館の方々はどう考えているのか、大変だなといった印象。いただくのであれば、使い道をどのように考えるべきかが重要。
- 阿寒湖温泉は今、工事で宿泊される方も多く、閑散期の時期を支えていただいている。観光客とのすみわけも必要だと感じた。
- 我々の立場では、阿寒湖温泉の観光に関する施設や施策に使ってほしいが、簡単に施設を作る等ではない使い方もあると考えている。台湾に営業で行った際に、観光の受入体制が不十分で送客出来ないとの意見をいただいた。空港の体制やバスの問題で集客に繋がらない部分がある。環境を整備して受け入れるのか、新たな設備等を整備して魅力を高めるのか、どのように使うべきかが課題と感じた。
- 小磯座長 お二人のお話からも、使い道の明確化が重要だと感じる。新しい財源で何を進めていくのかは大事な論点。道庁の案は今の段階では抽象的だ。阿寒湖温泉地域は入湯税の嵩上げで観光財源を得るという日本で初めての取組を進めた。その際にアンケート調査を実施したが、意外にも負担してもいい回答が多かった。ただ、それにより魅力のある観光地づくりが必要との意見が多く、使い道を明確にしていくことは入湯税超過課税の経験からも大切だと思う。
- 関川委員 市街地のホテルの立場から考えると、徴収負担が各事業者にとっては懸念するところだが、それだけではなく、波及効果や地域の成長等、大きな視点で考えていかないといけない。
- 阿寒湖温泉地区と市街地の施設の大きな違いは、どれだけ観光に意識をもっているかだと感じた。観光への意識を作る一つのきっかけになれば良いと考える。
- 人材育成など様々用途を示していただいているが、意識作りをしながらか活用できれば、宿泊施設は恩恵を受ける可能性のある事業者であるため、大きな視点で見なければならぬ。

施設毎に販売単価が違うため、徴収する金額の見え方も変わってくる。料金の低い施設の宿泊者には、使途でどれだけサービスを提供できるのかにより印象は変わってくると思う。

他の地域でもこれだけ検討がされている状況で、釧路だけが検討しているわけでは無いのであれば、同様に競争力を維持するためにも財源は必要と考える。その中で、使途はわかりやすいもの、宿泊税があるからこの施策が進められる等、もう少し見えるように情報提供は必要と感じる。それにより、この地域に訪れる方が変化を実感できるような、宿泊事業者の立場からは、入込が増加した等、大きな視点での効果が認識できれば良いと思う。

資料の使途の2番目にある、リバーサイド等、エリアを限定しての取組やイベントの取組は効果が目に見えると考える。市民の方々との交流の場にもなる等、様々な観点が出てくると思うので、使途についてはもう少しわかりやすい仕組みも必要だと思う。

○奥山委員

金融機関の立場から、仕事を通じて、観光の魅力、地域の魅力を知ったところが多い。観光は旅客運送業や飲食等、様々な業種に波及するものであるため、宿泊税は非常に大事な取組だと感じる。

新しい仕組みを入れることにより、宿泊事業者がどの程度負担が増えるのかは心配。

各委員の意見を伺って使途が重要と感じた。釧路市として観光客の方に発信していける魅力とは何かを考えながら、3億円の税収見込を適切に使わなくては、すぐに無くなってしまおうと思う。発信すべき魅力、使い方は統一した考えをもっていかなければならないと感じた。

民宿や旅館の意見があったが、ビジネスで来ている方と観光で来ている方の境目が難しいため、一律の方が公平とも思うが、当初の導入の目的と逸れてくる部分もあると感じた。

○小林(真)委員

ゲストハウスの経営でインバウンドと向き合っているという立場と、長期滞在ビジネス研究会代表の立場から意見を述べたい。

基本的に宿泊税については賛成だが、2つの観点が必要と考える。1つはいつから導入するのかといったタイミング、2つ目は、誰を対象とするのか。

1つ目の観点からは、基本的に宿泊税は、観光客を抑制するための手段だと考える。

特に、インバウンドに代表されるように、地域社会に対して数が増えすぎてネガティブな影響を与えるような、オーバーツーリズムを抑制するための手段である。

例えば、京都のバスが観光客で溢れ、住民が利用できない状況や、鎌倉の地域住民が電車に乗れず行列を作っている状況等、これらの市民生活へのネガティブな影響を解消するために、観光客を抑制する手段として宿泊税があると考える。

既に導入している地域は実際にオーバーツーリズムが問題になっている地域が多い。もし、宿泊税が観光振興の促進効果があるならば、観光客の少ない自治体でも導入するはず。

例えば釧路市と釧路町に道を挟んで同じ条件のホテルがあるときに、宿泊税の有無が価格競争力を無くす方向に働くこととなる。この観点からも宿泊税は抑制的なものであると考えることができる。以上から、タイミングとしては、オーバーツーリズムが起きるかが判断の基準。

例えば、釧網線が中国人観光客で溢れ、通学の学生が困る等のケース。一般的には、釧路地域はこのような状況ではなく、まだ問題になっていない。まだ数を増やす段階であると考えられる。データなどを用いて、現段階で、釧路地域としてどのような段階かと客観的に見ていく必要がある。

釧路市として観光客を増やし、地域にお金を落としてもらい、地域外から宿泊してもらい、お金を落としてもらい、地域の底上げを図ることがそもそもの観光の目的の第一義であり、

宿泊税はそれをコントロールするツールであると思う。

釧路市として、観光客を増やしていくタイミングなのか、オーバーツーリズム対策として抑制すべきなのか、そのバランスをデータから判断し、しかるべきタイミングで宿泊税を導入することには賛成する。

2点目は、長期滞在の観点から、宿泊者には多様な形がある。釧路市として伸ばすべきと考える宿泊者に対して、宿泊税は適用すべきではないと考える。例えば、オーバーツーリズムの問題となるインバウンドに宿泊税を適用するといった色分けが妥当と考える。

各自治体が修学旅行者は伸ばすべきと考えることから、免税としている。釧路市としてどの種別の旅行者を伸ばしていくのか。長期滞在者は伸ばすべきなのか、抑制すべきなのか、仕事に来る方は、ワーケーションはどうなのか。どこを伸ばしたい分野なのかによって、自ずと色分けができると考える。

○小磯座長 各委員から現在のご認識、考え方をお話しいただいた。ここまでで事務局から何かあれば発言いただきたい。

○菅野部長 釧路市の今の考え方として、定額の200円でご提案させていただいたが、決定ではない。定額制は、宿泊した皆さんに一定の負担をいただくもの。税收規模は目安として3億円程度と想定している。使途として示しているものも当面の施策の想定となっている。

過去を振り返っても10年、20年前の施策とは変化している。これから当面想定される施策を示している。もう少し具体化は必要であるが、大きく分けてこの3つの柱で進めていく。

課税対象についても議論をしないといけないと考えており、阿寒湖温泉地区でもビジネスもあると思うが、多くは観光客。それをデータで示すのは難しく、線引きは難しいが、しっかりと皆さんの意見を踏まえて、市として考えていく。

制度論としては、北海道が検討しているが、福岡県の場合は市が課税する場合、県税を減額するなど連携をしている。他自治体の状況を見ながら検討していく。

釧路市観光振興ビジョンでは、経済波及効果500億円を目指している。市内の総生産額は約6000億円であり、観光で500億円となれば、この割合からもリーディング産業となる。我々としては観光客をどんどん伸ばしていきたいと考えている。長期滞在も伸ばしていきたい。考え。まだ、オーバーツーリズムは起きていないと思うが、データを示しながら、今後議論していかなければならない。幅広い議論をしていきたい。

釧路市としてこの財源を使いながら、外から稼ぎ、しっかりと地域の中に循環させていく、それが、釧路を訪れる方の満足度向上につながるのと同時に、地域の事業者、幅広い産業に波及すると考える。

空港やバスなど受入環境の整備については、観光客だけではなく、ビジネスの方も使うため、そういったところをどうするのかしっかりと考えていきたい。

時期もあくまで想定の時期であり、議論によっては変更もある。皆さんには忌憚のないご意見をいただき、市としての考え方を最終的にまとめていきたい。

○小磯座長 宿泊税の意義について少し話をしたい。これまでの税との大きな違いは、釧路市の住民が負担する税ではなく、外から訪問する人が、滞在によって得られる受益に対して負担する税であること。日本では新しい税だが、観光の先進地である欧米では古くから宿泊税が導入されており、観光地に行けばある程度税を負担することは当たり前という認識。例えば、観光立国の

先進地であるハワイでは 25%の宿泊税がある。それでも観光客は多い。それは、そこで過ごすことが快適であり、当然の負担と認識されているからだ。観光はそういう営み。日本の場合は、観光に対して、外の方に税を負担してもらう考え方が無かったが、最近少しずつ広まっているところ。

近年、インバウンドブームとなり、北海道でも各地域で宿泊税の議論が出てきた。ようやく議論が始まったところ。そういった認識が必要。釧路市は先進的に入湯税超過課税による魅力ある観光地づくりを進めてきた。その経験を踏まえた、議論、検討が必要だろう。

観光とビジネスの区別について、確かに以前は統計的にも区分していたが、欧州の統計などではその区分はほとんどない。ビジティングインダストリーの視点が大切だろう。外から訪問する人達の消費による生じる便益は、来訪の目的によって変わるものではないという考えだ。

ビジネスでも、魅力のある観光地であれば、訪問の機会は増える。釧路市での議論でもその考えで進めていけばよいのでは。

宿泊税の議論で大事な論点は、北海道から示されている宿泊税との関係をどのように見るかだろう。北海道における宿泊税の議論で一番難しいところだと考える。道外の状況を見ると、今のところ県も市も宿泊税を導入している地域は福岡県だけだ。宿泊税の課税主体が県なのか市なのかは難しいところ。釧路市の観光政策について市が主体で施策を進めていくのであれば、その財源確保についてはまず釧路市が責任を持ってしっかりと進めていかななくてはならないだろう。

福岡県が導入した際、福岡市と北九州市も導入した。県内で宿泊すると 200 円で、両市に宿泊した場合も宿泊者は 200 円の負担で、市に 150 円、県に 50 円入る仕組み。それ以外、例えば久留米市に宿泊すると県に 200 円が入るという制度設計だ。北海道がこのまま進めていくと、宿泊者は市にも道にも払うことになる。この負担感をどのように調整していくのが、道内における議論の大事な論点と考える。そこでは、道税を前提としないで、まず釧路市として独自の必要な政策を整理していくことも重要だろう。

何に使うのかを具体性を持って、わかりやすく、説得力のあるものにしていくことが質の高い税の導入に繋がっていくと考える。今の釧路市の観光の状況を見ながら、重点的に、プライオリティを付けた使い方を見せるように議論を進めてほしい。他地域では、公共交通や情報提供等、外から来た人が移動しやすい観光地づくりを目指している地域が多い。新たな税で新たな施策を打つのであれば、来訪者の要望の多い部分を改善して釧路市の観光地としての魅力を高められれば、釧路らしい質の高い宿泊税となると考える。

わが国で初めて東京都が宿泊税を導入した時は、事業者は大反対だった。反対を受け、石原知事は、何に使うか、新たな施策を明確にした。当時、都庁にはなかった観光部署を置き、外国人観光客への新たなサービス施策を新たな税で導入すると説明した。新しい政策目的を明示したことが理解につながり、安定的な制度となった。宿泊税は抑制的な手段とのご意見もいただいたが、新しい観光の政策を展開していくために必要な財源として導入した経緯がある。

その後、国は出国税を導入し、観光施策を推進している。釧路市の場合も、釧路地域のこれからの安定的な発展、次の世代の地域の人たちが安心して暮らしていくための必要な基盤となる観光という産業を支えていくための政策の財源とするという観点で議論を進めていくことが重要と考える。

- 内間木委員 免税点の「その他学校行事」は何を指すのか。旅館への聞き取りでもスポーツ合宿についての意見が多かった。
- 宮川課長 一般的な学習指導要領に掲載されている学校行事と定義している。宿泊研修や宿泊を伴うバス遠足等を含めている。
- 菅野部長 スポーツ合宿は免除としていない。学校行事の場合は免除となる。
- 内間木委員 民宿、旅館からは子どもから取るのはいかがとの意見が多かった。
- 小林(真)委員 同じく、免税点で「引率者」とあるが、この範囲はどう考えるのか。バレーボール等の大会でチームが宿泊する場合がある。監督、コーチなのか、家族なのか。どこで線引きするのか。
- 菅野部長 そもそも合宿は課税の対象。免除は学校の学習指導要領に記載のある活動であり、その引率者が免除される。合宿は学校行事ではないので、選手も引率者も課税される。文化でも同様。この部分は議論を深めないといけないと考える。全国大会や全道大会の出場者の場合もある。
- 松岡委員 旅館組合では、乳児、幼児の宿泊をどう扱うかも議論が出たところ。布団無し、食事有や布団有、食事無しなどの場合もある。
- 菅野部長 子ども料金で布団代をもらう場合もある。それを宿泊料金として取るのか、食事料金なのかによって変わる。
- 小磯座長 宿泊税については、日本では定額制での導入が進んでいるが、海外は多くが定率制。倶知安町は定率制を導入した。背景には定率制に慣れた海外事業者が多いことがある。本当に定率制で徴収できるのか不安もあったが、先日地元で話を聞くと慣れてしまえば定額制よりも良いとの前向きな声が多かった。道内でも定率制に対する否定的な意見も少なくなってきたようだ。
インフレなどを考慮した安定的な制度設計として、定率制も一つの検討のテーマであると考え。

(8) その他

- ・次回の懇談会は7月17日(水)の午前中で調整したい。

(9) 閉 会